

6-1 課税状況

(1) 課税状況（合計分）

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	外 18,723	外 80,521,358
配偶者控除額	797	8,953,056
基礎、特別控除額	18,679	42,643,288
基礎、特別控除後の課税価格	15,248	29,762,072
贈与税額	15,248	6,272,198
外国税額控除額	-	-
医療法人持分税額控除額	-	-
差引税額	15,248	6,272,198
農地等納税猶予税額	1	262
株式等納税猶予税額	2	238,671
医療法人持分納税猶予税額	-	-
納付税額	15,247	6,033,266
災害減免法第4条による免除税額	-	-

調査対象等：平成26年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成27年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。

(注) 2 人員について、（暦年課税分①）と（相続時精算課税分②）に重複する者があるため、①②の合計は（合計分）と一致しない。

課税状況（暦年課税分①）

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	15,931	53,364,581
配偶者控除額	797	8,953,056
基礎控除額	15,931	17,524,100
基礎控除後の課税価格	15,134	27,724,482
贈与税額	15,134	5,862,680
外国税額控除額	-	-
医療法人持分税額控除額	-	-
差引税額	15,134	5,862,680

課税状況（相続時精算課税分②）

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	2,891	27,156,778
特別控除額	2,845	25,119,188
特別控除額後の課税価格	124	2,037,590
贈与税額	124	409,518
外国税額控除額	-	-
差引税額	124	409,518

（参考1）住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	3,349	内 21,368,039 24,524,014

調査対象等：平成26年中に財産の贈与を受けた者について、平成27年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

（参考2）教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税拠出額	2,878	18,438,129
教育資金支出額（管理契約終了分）	7	26,080

調査対象等：平成26年中に財産の贈与を受けた者について、「非課税拠出額」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

平成26年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較
(合計分)

年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平 成 22 年 分	13,784	68,682,890	10,016	4,119,575
平 成 23 年 分	15,177	70,300,522	10,448	3,902,870
平 成 24 年 分	15,413	69,334,828	11,799	5,902,040
平 成 25 年 分	17,471	78,650,203	12,389	5,982,131
平 成 26 年 分	18,723	80,521,358	15,247	6,033,266

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

年 分	暦 年 課 税 価 分 額		相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平 成 22 年 分	11,000	35,037,176	2,883	33,645,714
平 成 23 年 分	12,355	39,774,305	2,919	30,526,217
平 成 24 年 分	12,956	45,300,396	2,555	24,034,432
平 成 25 年 分	14,575	48,549,475	2,986	30,100,728
平 成 26 年 分	15,931	53,364,581	2,891	27,156,778

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人 18,719	千円 80,434,563	人 15,246	千円 6,007,937
	修正申告による増差額	94	168,824	89	33,839
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	24 △	82,028	29 △	8,512
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 18,723	80,521,358	実 15,247	6,033,266
過 年 分	申 告 額	807	3,455,921	791	567,615
	修正申告による増差額	108	328,530	110	80,359
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	97 △	218,576	93 △	29,390
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 907	3,565,875	実 893	618,584
合 計	申 告 額	19,526	83,890,484	16,037	6,575,552
	修正申告による増差額	202	497,353	199	114,199
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	121 △	300,604	122 △	37,902
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 19,630	84,087,233	実 16,140	6,651,850

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成27年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	人 員
鳥 取	461
米 子	464
倉 吉	158
鳥 取 県 計	1,083
松 江	508
浜 田	182
出 雲	313
益 田	112
石 見 大 田	72
大 東	66
西 郷	46
島 根 県 計	1,299
岡 山 東	1,001
岡 山 西	1,288
西 大 寺	214
瀬 戸	200
児 島	177
倉 敷	1,162
玉 島	321
津 山	413
玉 野	132
笠 岡	218
高 梁	79
新 見	58
久 世	69
岡 山 県 計	5,332

税 務 署 名	人 員
広 島 東	710
広 島 南	627
広 島 西	1,289
広 島 北	1054
呉	505
竹 原	65
三 原	239
尾 道	382
福 山	1,328
府 中	226
三 次	102
庄 原	63
西 条	415
廿 日 市	783
海 田	509
吉 田	58
広 島 県 計	8,355
下 関	496
宇 部	340
山 口	400
萩	73
徳 山	491
防 府	203
岩 国	278
光	145
長 門	53
柳 井	79
厚 狭	96
山 口 県 計	2,654
総 計	18,723

(注) この表は、「(1) 課税状況 (合計分)」の「取得財産価額 (本年分)」の人員を税務署別
別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 2	千円 120	人 225	千円 7,097	人 -	千円 -
過 年 分	32	2,304	510	47,060	1	724
合 計	34	2,424	735	54,157	1	724

(注) 調査対象等は、「(3) 申告及び処理の状況」と同じである。

6－2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	5,528	6,643,650	238,570
150 万円超	2,146	3,913,201	148,000
200 "	5,792	17,008,149	614,246
400 "	2,779	14,384,425	1,109,459
700 "	981	8,398,878	751,378
1,000 "	1,098	15,615,575	786,537
2,000 "	304	7,057,314	332,541
3,000 "	56	2,179,624	356,596
5,000 "	24	1,661,643	361,233
1 億円超	9	1,363,425	444,808
3 "	1	477,180	1,620
5 "	-	-	-
10 "	1	1,731,500	862,950
20 "	-	-	-
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
合 計	18,719	80,434,563	6,007,937

調査対象等：平成26年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成27年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
	人	千円	人	千円
150 万円以下	5,448	6,558,218	140	137,063
150 万円超	2,064	3,766,124	95	170,257
200 "	5,330	15,600,438	490	1,481,614
400 "	2,028	10,352,950	760	4,081,271
700 "	452	3,786,889	523	4,557,310
1,000 "	463	6,640,902	628	8,877,152
2,000 "	120	2,661,114	186	4,437,972
3,000 "	15	607,130	40	1,538,259
5,000 "	6	446,181	17	1,161,615
1 億円超	5	687,079	4	676,346
3 "	1	477,180	-	-
5 "	-	-	-	-
10 "	1	1,731,500	-	-
20 "	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
合 計	15,933	53,315,705	2,883	27,118,858

（注）人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6－3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

取得財産等の種類		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人	取得財産価額	人	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	190	401,144	149	669,277
	宅地（借地権を含む。）	157	222,175	71	246,212
	山林	3,335	12,942,935	1,505	10,050,171
	その他の土地	186	140,233	125	130,424
	計	256	421,653	132	396,435
		実	3,765	実	11,492,518
家屋、構築物		1,738	3,609,803	966	2,386,869
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	3	4,678	2	6,663
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2	2,015	2	23,091
	売掛金	4	8,000	－	－
	その他の財産	129	274,270	3	25,814
	計	実	138	実	55,568
有価証券	株式及び出資	3,340	12,144,203	112	2,698,539
	公債及び社債	23	86,279	1	20,794
	投資・貸付信託受益証券	26	66,437	12	76,627
	計	実	3,386	実	2,795,960
現金、預貯金等		7,630	20,605,436	950	9,693,843
家庭用財産		3	3,388	－	－
その他の財産	生命保険金等	131	397,755	15	95,380
	立木	4	1,489	1	622
	その他	908	1,983,813	118	598,098
	計	実	1,043	実	694,099
合 計		実	15,933	実	53,315,705
				実	2,883
					27,118,858

調査対象等：平成26年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、平成27年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。